

韓国 外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用 現地人の雇用義務

障害者雇用促進および職業再活法

第 28 条【事業主の障害者雇用義務】

- ① 常時 50 人以上の勤労者を雇用する事業主(建設業において勤労者数の確認が難しい場合には、工事実績額が、雇用労働部長官が定めて告示する金額以上の事業主)はその勤労者の総数(建設業において勤労者数の確認が難しい場合には、大統領令が定めるところに従い、工事実績額を勤労者の総数に換算する)の 100 分の 5 の範囲内で大統領令が定める比率(以下、“義務雇用率”という)以上に該当(その数に 1 人未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる)する障害者を雇用しなければならない<改正 2010. 6. 4.>。
- ② 第 1 項の規定に係わらず、特定の障害者の能力に適合すると認定される職種については、その雇用すべき比率を大統領令で別途に定めることができる。この場合、その比率は義務雇用率とみなされない。
- ③ 義務雇用率は、全人口に対する障害者の比率、勤労者総数に対する勤労障害者の比率、失業障害者数などを勘案して 5 年ごとに定めることとする。
- ④ 第 1 項の規定により、常時雇用する勤労者の数および建設業における工事実績額の算定に必要な事項は大統領令で定める。